

諮問庁：北九州市長

諮問日：平成 30 年 5 月 23 日（諮問第 142 号）

答申日：平成 30 年 9 月 10 日（答申第 142 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表に掲げる不開示が妥当とした部分を除き開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人が平成 30 年 3 月 1 日付けで北九州市情報公開条例（平成 27 年北九州市条例第 50 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき行った、「〇〇病院の〇〇医師が 2017. 3. 1 より 2018. 2. 28 までの期間において、精神保健指定医の資格を取得しているかを確認できる記録、また、〇〇医師の精神保健指定医の資格を取得した年月日及び指定医の資格の更新をした年月日の分かる記録」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）に係る開示請求に対して、平成 30 年 3 月 15 日付け北九保障支第 1479 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が一部不開示とした決定処分（以下「原処分」という。）は誤りであり、原処分を取り消し、〇〇医師（以下「当該医師」という。）について精神保健指定医（以下「指定医」という。）の申請年月日等も確認可能な記録の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

平成 29 年 3 月 14 日に〇〇県警〇〇署にて措置診察を受けるも、措置非該当になったが、「〇〇地検〇〇支部より医療保護入院診察を受ける為、〇〇病院に移送するように護送令状が発令された。」と言われ、同署より身柄を同病院に移送され、医療保護入院診察を受けさせられた。その際、医療保護入院診察をした当該医師は指定医ではないが、通常は指定医ではない医師が医療保護入院診察をすることは違反である。

また、指定医ではない当該医師が患者の意思に反する診察を行うことは人権侵害が疑われるため、当該医師に係る指定医の申請年月日等、不開示部分の全開示を求める。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

平成 30 年 3 月 1 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を受け付けた。

本件開示請求に対し、平成 30 年 3 月 15 日付けで、本件対象文書について、条例第 7 条第 1 号に当たることを理由に申請年月日等を一部不開示とし、また、資格の更新をした年月日の分かる記録は不存在とする原処分を行ったところ、これを不服とする本審査請求がなされ、同月 26 日付けで受け付けたものである。

2 原処分の理由

処分庁が決定通知書、弁明書及び意見聴取で主張している不開示決定の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第 7 条第 1 号の該当性について

本件対象文書のうち、申請年月日、性別、生年月日、住所及び勤務先は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであること、また、申請年月日及び勤務先は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、条例第 7 条第 1 号の不開示情報に当たる。

(2) 文書の不存在について

当該医師は、平成 29 年 7 月 7 日付けで平成 35 年 3 月 31 日を有効期限とする指定医の指定を新規で受けており、更新を行ったことが無いため、「指定医の資格の更新をした年月日の分かる記録」は存在しない。

(3) 審査請求の理由がないことについて

審査請求人が本件開示請求で求めている事項のうち、当該医師の指定医の資格を取得した年月日が平成 29 年 7 月 7 日であること及び当該医師が同日から平成 35 年 3 月 31 日までの期間、指定医の指定を受けていることは、本件対象文書の開示により、明らかである。

また、当該医師は新規で指定医の指定を受けたものであって、更新を行ったことがないため、指定医の資格の更新記録はそもそも存在せず、また、平成 29 年 3 月 1 日から同年 7 月 6 日の間は当該医師が指定医の指定を受けていないことも明らかである。

よって、原処分により審査請求人の求める内容は全て明らかにしており、審査請求人が当初開示を求めている指定医の申請年月日の不開示は、原処分を取り消す事由にはあたらない。

- 3 したがって、原処分に何ら違法又は不当な点はなく、本審査請求は理由がないから棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 5 月 23 日 諮問の受理
- ② 平成 30 年 6 月 12 日 審議
- ③ 平成 30 年 7 月 10 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 平成 30 年 8 月 28 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

本件で問題となっている精神保健指定医制度は、有資格者のみに一定の医療行為を業務独占的に行い得る権限を与えるいわゆる専門医制度とは異なる特別の法的資格制度であり、指定医以外の医師について精神科医療を行うことを排除する趣旨のものではない。審査請求人は、平成 29 年 3 月 14 日に〇〇病院で受けた診察が指定医によらない違法な診察であったと主張するが、本件で審査請求人は、当該医師による診察の後、帰宅しており、措置入院や医療保護入院といった本人の意思によらない拘束を受けていない。同病院で審査請求人が受けた診察が指定医によることを要しないという限りにおいて、審査請求人の主張は誤解に基づくものとも思われる。

しかし、かかる誤解は本件開示請求及び本審査請求の動機に関するものであって、本審査請求を不適法とするものではないことから、原処分に係る不開示部分の条例第 7 条第 1 号該当性及び一部の記録を不存在としたことの妥当性について、以下のとおり、当審査会の判断を述べる。

1 条例第 7 条第 1 号の定めについて

条例第 7 条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、同条第 1 号から第 7 号まで列挙する不開示情報を除き原則公開と定める。

同条第 1 号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報とする。

これは、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。なお、「特定の個人を識別することができる情報」は、氏名、生年月日、住所等の「特定の個人を識別させることとなる部分」と、当該個人の言動等の「その他の部分」から構成されるが、後者も不開示情報に含まれる。

2 原処分の条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 原処分では、本件対象文書である「精神保健指定医の指定について」(平成 29 年 7 月 7 日付け障発 0707 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) の別紙「精神保健指定医として指定することが適当と認められる者」の表の申請年月日、性別、生年月日、住所及び勤務先名称の各欄に記載された情報について、条例第 7 条第 1 号に当たることを理由に不開示としている。そこで、当該不開示部分の同号該当性について検討する。

イ まず、申請年月日に関する情報は、単に申請手続を行った時期を示す情報に過ぎないから、「特定の個人を識別させることとなる部分」の情報(以下「個人識別部分情報」という。)にも「その他の部分」の情報にも当たらない。よって、当該情報は開示すべきと解釈するのが相当である。

ウ 次に、生年月日及び住所に関する情報は、個人識別部分情報に当たることが明白である。

また、勤務先名称及び性別に関する情報は、それらの情報自体が単独で特定の個人を識別させるものとはいえないものの、開示されている氏名等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得るものであり、やはり、個人識別部分情報に当たるものと考えられる。

エ ただし、条例第 7 条第 1 号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、仮に個人識別部分情報に該当するとしても開示すべきものと規定している。

そこで検討すると、本件対象文書が表示する指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号) 第 18 条に定める医師の国家資格であり、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行うことをその業務としている。すなわち、指定医は、患者の意思によらず身体自由に直接制約を加え得るといふ、特に人権上適切な配慮を要する業務であるといふことができる。この点に鑑みると、指定医に関する情報のうち指定医としての活動に関わ

る事項については、人の生命や健康、生活に関わる重要な情報であるとして、可能な限り公にすべきであるといえる。

したがって、指定医としての活動に関わる基本的事項については、特段の事情のない限り開示すべきと解するのが相当である。

オ 上記の観点から検討すると、生年月日及び住所に関する情報は、指定医の私生活領域に関わるものであり、指定医としての活動に関わる事項とはいえない。開示することによる指定医個人の権利利益侵害の程度も極めて大きいと考えられる。したがって、生年月日及び住所に関する情報を不開示としたことは妥当である。

他方、勤務先名称に関する情報は、指定医としての活動に関わる基本的事項である上、病院における表示や病院ホームページへの掲載等により比較的公知となっている情報といえることも考慮すると、不開示を相当とする特段の事情があるともいえない。

また、性別に関する情報も、患者本人の意思によらないで身体を拘束し得る医師がどのような人物であるかを判断する情報として、市民（特に患者）が知る必要性は相応に存するといえるから、近年のいわゆる L G B T の権利意識の高まり等を考慮に入れたとしても、指定医としての活動に関わる事項に含まれるといえる。加えて、本件において、性別に関する情報を不開示とすべき特段の事情は認めがたい。

したがって、勤務先名称及び性別に関する情報は、条例第 7 条第 1 号ただし書イに定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たり、開示すべきと解釈するのが相当である。

カ また仮に、勤務先名称及び性別に関する情報が条例第 7 条第 1 号ただし書イに当たらず、同号本文の不開示情報に当たるとしても、これらを公にした場合に本件において個人の権利利益が害されるおそれは特段認められないことから、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき開示すべきと解釈するのが相当である。

3 不存在としたことの妥当性について

本件対象文書により、当該医師が平成 29 年 7 月 7 日付けで指定医の指定を受けたことは明らかであり、また、当該医師は同年に新規で指定を受けたものであって、同日前に指定医の指定を受けたことはないということであるから、指定医の資格更新をした記録について不存在とした処分庁の判断は妥当である。

4 まとめ

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第 7 条第 1 号に当たるとして不開示とした原処分については、不開示とされた部分のうち、別表に掲げる不開示が妥当な項目を除いて開示すべきであると判断し、前記第 1 のとおりとした。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	田 村 奈々子
委員	中 谷 淳 子
委員	熊 谷 美佐子

別表 不開示が妥当な部分

対象行政文書	不開示が妥当な項目
精神保健指定医の指定について (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 平成29年7月7日付障発0707第3号) 別紙「精神保健指定医として指定することが適当 と認められる者」	・生年月日 ・住所